

## ◆ 精神障害者保健福祉手帳について

### ○ どのような人が対象となるのか

精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期間にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象としています。

統合失調症、そううつ病（気分（感情）障害）、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病（認知症など）、その他の精神疾患の全てが対象ですが、知的障害（精神遅滞）は含まれません。

### ○ 手帳には有効期限があります

精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間です。更新する場合には更新の手続きが必要です。更新の手続きは有効期限の3ヵ月前から行うことができます。

### ○ 手帳は等級で分けられています

- ・ 手帳には障害の程度により、重い順に1級・2級・3級があり、手帳の等級によって受けられる福祉サービスに差がある場合があります。

1級：概ね「日常生活が一人では出来ず、他人の援助や介護を受けないと生活が出来ない人」

2級：概ね「日常生活に著しい困難があり、時に応じて他人の援助が必要な人」

3級：概ね「労働に著しい困難があり、社会生活に制限を受ける人」

### ○ 実際にはさまざまなサービスや制度があり、等級によって違ったり、各自治体によっても違います。ここでは京都市のサービスや制度を例にあげます。

#### ・ 所得税

精神障害者保健福祉手帳1級等の交付を受けている場合は所得控除が40万円、精神障害者保健福祉手帳2～3級等の交付を受けている場合は所得控除が27万円になります。

#### ・ 住民税

精神障害者保健福祉手帳1級等の交付を受けている場合は所得控除が30万円、精神障害者保健福祉手帳2～3級等の交付を受けている場合は所得控除が26万円になります。

#### ・ 軽自動車税

1級または1級と同程度場合、減免されます。手続き方法など、詳しくは軽自動車税の場合、区役所・支所の市民税課へ、自動車税は府税事務所の自動車税管理事務所へ問い合わせください。

- ・ 自動車税・自動車取得税

1級または1級と同程度の場合、減免されます。もっぱら障害のある方のために使用される自家用車（自動車検査証等に「自家用」と記載されていること）で軽自動車を含め、障害のある方1人につき1台が対象となります。詳しくは自動車税管理事務所（672-6155）へ問い合わせください。

- ・ 市バス・地下鉄等では、1級では本人と介護人又は付添い人（1人のみ。車いすの場合は3名まで）は運賃が無料になります。2，3級では本人のみ無料で、介護人又は付添い人については通常運賃となります。

- 精神障害者保健福祉手帳によって、民間でも以下のようなサービスや制度があります

- ・ 携帯電話

ドコモ（ハーティ割引）

基本使用料が60%割引に、付加機能使用料（iモード使用料等）が60%割引に、テレビ電話通信料（通常、音声通話料の1.8倍相当）が音声通話料と同額になります。

a u（スマイルハート割引）（1年間の継続利用が条件）

基本使用料が50%割引に、a u携帯電話・一般携帯電話向け通話料が50%割引に、他社携帯電話・PHS向け通話料が20%割引に、Cメール送信料が50%割引になります。

ソフトバンク（ハートフレンド割引）

基本使用料が50%割引に、ソフトバンク携帯電話・一般携帯電話向け通話料が50%割引に、メール送受信が50%割引になります。

- ・ 電話番号案内サービス（104）は無料になります。

事前に申し込みの上、104番を利用される際は、最初に「ふれあい案内」と申し出て、届けている登録電話番号と暗証番号をオペレータに告げます。オペレータは申し出内容を確認のうえ、無料で案内します。

- ・ ゴルフ場利用税は非課税になります。（ただし、障害者手帳等を提示され、非課税等申請書をゴルフ場に提出された場合に限られます）

- ・ 自治体における福祉サービスは、自治体運営交通機関の運賃減免・公共施設等の利用料減免・自治体運営住宅への入居優先などがあり、民間事業者では、携帯電話料金・映画料金・テーマパーク利用料金などに割引制度が存在します。自治体におけるサービスは、等級によって免除・割引率が違う場合もありますが、民間においては概ね等級における変化はありません。